

令和3年8月

舟渡地区区民と区長との懇談会
質問要旨及び回答

板橋区政策経営部広聴広報課

目 次

I 質問要旨及び区長回答

	ページ
1 番 環境行動委員会の今後の活動について	1
2 番 今後の青健事業の実施について	2
3 番 坂下交番の移転について	2
4 番 舟渡四丁目日本製鉄工場売却後の跡地利用について	3
5 番 民生・児童委員、保護司などの担い手の問題について	3
6 番（全2問の1） 支え合い会議の活動について	4
6 番（全2問の2） デジタル環境の整備について	5
別添1 SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS	6-7
別添2 日鉄興和不動産株式会社 報道発表資料	8-9

II 懇談（意見交換）

出水期に向けての対応について	10-13
----------------	-------

III 区からの情報提供

1 新型コロナワクチン接種情報	14-15
2 「いたばし暮らしガイド 2021・防災ガイド・ハザードマップ 2021」の 全戸配付について	16
3 その他リーフレット	17

1 番 環境行動委員会の今後の活動について

舟渡町会エコポリス板橋舟渡地区環境行動委員会からのご質問（要旨）

エコポリス板橋舟渡地区環境行動委員会では、毎月のクリーン作戦に加え、花火大会前、マラソン大会前にもクリーン作戦を行っているほか、平成16年から毎年1回、足尾銅山で行われている緑化プロジェクトの取り組みの支援や、植樹体験などの活動を行っている。一方、環境行動委員会への補助金割合が変更されたり、区のSDGsを見据えた取り組みなど、環境行動委員会活動も多様化するものと考ええる。

今後の環境行動委員会活動を実施するにあたり、参考となる活動事例を、具体的にお示しいただきたい。

区長回答

舟渡地区環境行動委員会の皆様には、日頃から、循環型社会構築へ向けた活発な活動を実践していただき、深く感謝申し上げます。

ご要望の参考となる他地区、環境行動委員会の活動事例については、

- 1 環境美化啓発のポスターを、小学6年生から募集し、ポスターのコンクール・入選者の表彰式を行う。入選者のポスターは町会掲示板、スーパーマーケット、信用金庫、郵便局、駅、コミュニティバス「りんりん号」等へ掲示。
- 2 環境美化・環境保全をテーマとした環境標語を小・中学校を対象に募集。表彰式を行うとともに、環境講演会を開催。
標語を地域センター内に掲示。
- 3 バス停での禁煙協力を環境行動委員会と国際興業株式会社志村営業所が呼びかけ、中学生作成のポスターを国際興業バス内に掲示。
- 4 小学生とその保護者を募り「いたばし環境カルタ」を用いたカルタ大会を開催。
- 5 緑化推進活動として、小学校にコミュニティーガーデンを設置。

また、特別養護老人ホームとのチューリップ交流会を実施して地域の交流の場としても活用。等が挙げられます。

エコポリス板橋地区環境行動委員会は、人と環境が共生する都市「エコポリス板橋」の実現を目指し、清掃、環境美化、資源循環型社会形成など、地域の実情に応じた活動を実施し、もって活力ある地域社会の発展に寄与することを目的とした団体であります。

現在、板橋区では、「いたばしNo.1 実現プラン2025」の重点戦略の柱の一つとして「SDGs戦略」を掲げており、この目標達成に向け、全力を挙げて取り組んでまいります。貴地区におかれども、SDGsの目標である「住み続けられるまちづくりを」など、環境に優しい魅力的なまちづくりに今後もお力添えをいただきたく、よろしくお願いたします。

【別添1】SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS (6、7ページ) 参照

2番 今後の青健事業の実施について

青少年健全育成舟渡地区委員会からのご質問 (要旨)

青少年健全育成舟渡地区委員会では、新型コロナウイルス感染拡大以降、結果的にすべての行事が中止となり、現在にいたるまで事業が実施できていない。事業実施にあたり感染拡大防止策を確実に徹底できるか、など課題が多々ある。以下の点についてお伺いする。

- ①新型コロナウイルスの感染が収束しない中で、少しでも青健事業を実施するために、どのような事業であれば実施可能か、具体的な事例をお示しいただきたい。
- ②青健の会議でオンラインの活用を検討している。会議でオンライン活用をする際に伴う機器や通信費などを青健委託料から支出可能か。

区長回答

舟渡地区の皆様方には、日頃から熱心な青少年健全育成活動を展開いただき感謝申し上げます。

昨年からの新型コロナウイルス感染症の拡大以降、学校の臨時休業や緊急事態宣言、まん延防止等重点措置の有無など、国や都の動向や区の方針など様々な状況を総合的に勘案し、適時適切に青健活動の制限をお願いし、御協力をいただいていたところでは。

コロナ禍においては、キャンプなどの宿泊を伴う事業や調理・飲食を伴う事業など、感染リスクが特に高い事業は中止のお願いをしてきましたが、事業の実施方法に工夫を行い感染防止対策の徹底により、これまでラジオ体操やサッカー大会、算数数学検定などが実施されています。

その時点での感染症の拡大状況によりですが、事業実施を希望する場合は、事前にご相談をいただければと思います。

また、事業運営に伴う会議経費は委託料の支出範囲ですので、オンライン活用に要する機器購入や通信経費を支出することは可能です。

3番 坂下交番の移転について

舟渡町会からのご質問 (要旨)

東坂下二丁目への志村警察署の移転に伴い、閉鎖される可能性が高い向かいの坂下交番について、舟渡管内には交番がないことや浮間舟渡駅周辺の利用者が多いことなどから、舟渡管内の安心・安全のため、浮間舟渡駅前への移転を東京都に要望していただきたい。

区長回答

日頃より、区の防犯促進事業にご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。

志村警察署の移転工事について、志村警察署に確認したところ、工期は令和4年9月末ごろまでですが、情勢により延びる可能性があるとのことでした。

交番の配置については、警視庁が所管しており、地域の面積、人口、犯罪発生状況、近接交番からの距離等を総合的に勘案して、警察署長が決定するものと伺っており、坂下交番の存続については、現在までのところ、閉鎖や移転の検討はされていないと聞いています。

区としても、舟渡地区に交番がないという現状を認識していることから、住民の皆様の要望について、機会を捉えて警視庁をはじめ関係機関に伝えてまいりたいと考えています。

4番 舟渡四丁目日本製鉄工場売却後の跡地利用について

舟渡町会からのご質問（要旨）

舟渡四丁目の日本製鉄の工場については、売却され解体される旨を聞いており、すでに解体工事が進められている。今後は新たな事業者のもとで跡地が利用されるものと考えているが、以下の点について、新たな事業者に板橋区から要望していただきたい。

①業務内容、取扱物品、事業所建設スケジュール及び、建設時及び操業後の車両の出入り状況（舟渡小学校児童の登下校時間と重複するか否か）などについて、地元住民に説明する機会を設けていただきたい。

②地元町会に前向きに協力していただきたい。

区長回答

舟渡四丁目 日本製鉄工場の跡地利用に関するご要望の内容については、かねてより区から新たな事業者へ伝えており、引続き要望してまいります。

令和2年11月から令和5年にかけて、解体作業が進められ、新築建物については、新たな事業者が令和5年の工事着手をめざしていると聞いています。

【別添2】日鉄興和不動産株式会社 報道発表資料（8、9ページ）参照

5番 民生・児童委員、保護司などの担い手の問題について

舟渡町会からのご質問（要旨）

民生・児童委員、保護司などの職は、地域から推薦され委嘱されるものと考えている。しかしながら、舟渡地域において、民生委員は1名欠員が生じており、保護司の欠員は生じていないものの、交代の際などの新たな推薦候補者の選出については、毎回苦慮している。

以下の点について、伺いたい。

- ①地域から推薦を受ける非常勤職員の担い手不足について、区はどのように考えているか。
- ②担い手不足解消のため、区を退職した職員の活用など、担っていただける方を紹介していただく仕組みを検討していただきたい。

区長回答

日ごろより、民生・児童委員、保護司の皆様には、地域福祉の向上に多大なるご尽力をいただき、深く感謝申し上げます。

令和3年6月1日現在、板橋区の民生・児童委員は、定数537名に対し、22名の欠員があり、ご指摘の通り、舟渡支部でも1名の欠員が生じているため、周辺委員の協力のもと地域住民への支援をいただいております。

区では、現在、SDGsが掲げる「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、貧困や様々な事情で社会的孤立に陥ることがないように様々な取り組みを進めております。

こうした中で、民生・児童委員や保護司などの役割は、地域住民が安心して暮らしをするうえで、欠かせないものであり、安定的な担い手の確保は、切実な課題であると認識しております。

区を退職した職員や行政と関係のある人材が、その経験を活かして地域に参画し、貢献していただけることは喜ばしいことですが、本人の意向を尊重する必要もあり、仕組みづくりについては、どのような形が最善なのか、今後、考えてまいります。

6番の1 支え合い会議の活動について

支え合い会議舟渡からのご質問（要旨）

平成30年の立ち上げから、支え合い会議の周知に努めてきた。完成したマップを有効活用したいがコロナ禍で活動に苦慮している。

支え合い会議の周知手段について、参考となる活動事例があれば、ご紹介いただきたい。

区長回答

支え合い会議舟渡の皆様におかれましては、コロナ禍で活動が制限される中、「舟渡どんどんつながりマップ」や「支え合い舟渡ステッカー」の作成、また、会議のオンライン開催など、様々な工夫をされて支え合い活動をしていただき感謝申し上げます。

支え合い会議の周知については、例えば成増や仲宿地域では専用のホームページを作成し、作成したマップや広報誌等について発信をしております。また、蓮根や板橋地域など、民生・児童委員の方々に高齢者の見守り活動の際に、広報誌やマップを配布していただくよう依頼した例などがあります。

区としても、見守り・支え合いの地域づくりを推進していくために、令和3年3月に、区内で活動する民間事業者と「地域住民等の見守り・地域づくりに関する協定」を締結しました。

協定では、事業者に各地域の支え合い会議への参加や、情報提供の申し出への協力などもお願いしているため、具体的な事業者の情報や、どのような協力ができるかなどを、今後の支え合い会議舟渡でお話させていただきます。

今後も、協定する事業者を増やし「支え合いの地域づくり」を推進していくとともに、地域の皆様と連携・協力し、板橋区版AIPがめざす、「年を重ねても安心して住み慣れたまちに住み続けること」の実現に向けて、取り組んでまいります。

6番の2 デジタル環境の整備について

支え合い会議舟渡からのご質問（要旨）

支え合い会議舟渡は、コロナ禍においてもオンライン定例会開催などで活動している。デジタル環境は、密にならず打ち合わせができるとともに、高齢者も外部との交流ができ、様々な情報を得ることができるなど利点も多い。一方で、「Wi-Fi環境が必要である」「デジタル機器を使いこなせない高齢者もいる」など課題も多い。この状況について、お伺いする。

①Wi-Fi環境について、区として整備する考えはあるか。整備される場合、どのような規模、計画で進める考えか。

②デジタル機器を使いこなせない高齢者の現状について、区はどのような認識を持っているか。また、そのような高齢者に対して何らかの取り組みを考えているか。

区長回答

①Wi-Fi環境について、区では令和2年4月から地域センター等の施設にアクセスポイントを順次設置してきており、現在53施設で利用可能となっております。

ただし、例えば地域センターでのアクセスポイントの設置は1施設1か所（設置場所は主に、事務室付近の共用スペース）であり、センターの全室でWi-Fiが利用できる環境ではないため、ご不便をお掛けする部分があると認識しております。

オンライン定例会の開催など、Wi-Fi環境のニーズの高まりを認識しておりますが、まずは利用者の多い区施設から環境整備を検討していきたいと考えております。

②令和3年1月に策定した、令和3年度から5年間の実施計画である「いたばしNo.1実現プラン2025」に基づき、今後、オンラインを活用した行政手続きや各種事業の拡大を想定しております。

デジタル機器が生活に浸透してきている一方で、デジタル機器を使いこなせないことによるデジタル格差も生じており、デジタル格差の解消に向けた取組が必要であると認識しております。

昨年度から、災害時に必要な気象情報や避難場所情報を、スマートフォンを使って自分で取得できるようになるための「防災スマホ教室」を開催しております。

この防災スマホ教室の成果や他自治体での事例を踏まえ、民間事業者との連携も視野に入れながら、デジタル格差の解消を図る取組を更に進めてまいります。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

1 貧困をなくそう



2 飢餓をゼロに



3 すべての人に健康と福祉を



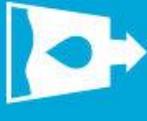
4 質の高い教育をみんなに



5 ジェンダー平等を実現しよう



6 安全な水とトイレを世界中に



7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに



8 働きがいも経済成長も



9 産業と技術革新の基盤をつくろう



10 人や国の不平等をなくそう



11 住み続けられるまちづくりを



12 つくる責任 つかう責任



13 気候変動に具体的な対策を



14 海の豊かさを守ろう



15 陸の豊かさも守ろう



16 平和と公正をすべての人に



17 パートナーシップで目標を達成しよう




- ゴール1 (貧困) : あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる
- ゴール2 (飢餓) : 飢餓を終わらせ、食糧安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する
- ゴール3 (健康な生活) : あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
- ゴール4 (教育) : 全ての人々への包摂的かつ公平な質の高い教育を提供し、生涯教育の機会を促進する
- ゴール5 (ジェンダー平等) : ジェンダー平等を達成し、全ての女性及び女子のエンパワーメントを行う
- ゴール6 (水) : 全ての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する
- ゴール7 (エネルギー) : 全ての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な現代的エネルギーへのアクセスを確保する
- ゴール8 (雇用) : 包摂的かつ持続可能な経済成長及び全ての人々の完全かつ生産的な雇用とディーセント・ワーク (適切な雇用) を促進する
- ゴール9 (インフラ) : レジリエントなインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの拡大を図る
- ゴール10 (不平等の是正) : 各国内及び各国間の不平等を是正する
- ゴール11 (安全な都市) : 包摂的で安全かつレジリエントで持続可能な都市及び人間居住を実現する
- ゴール12 (持続可能な生産・消費) : 持続可能な生産消費形態を確保する
- ゴール13 (気候変動) : 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
- ゴール14 (海洋) : 持続可能な開発のために海洋資源を保全し、持続的に利用する
- ゴール15 (生態系・森林) : 陸域生態系の保護・回復・持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、並びに土地の劣化の阻止・防止及び生物多様性の損失の阻止を促進する
- ゴール16 (法の支配等) : 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会の促進、全ての人々への司法へのアクセス提供及びあらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度の構築を図る
- ゴール17 (パートナースhip) : 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナースhipを活性化する

報道関係者各位

日鉄興和不動産株式会社

東京都板橋区で物流施設用地を取得 延床面積 200,000 m²超の大型物流施設を開発、物流施設開発事業を拡大

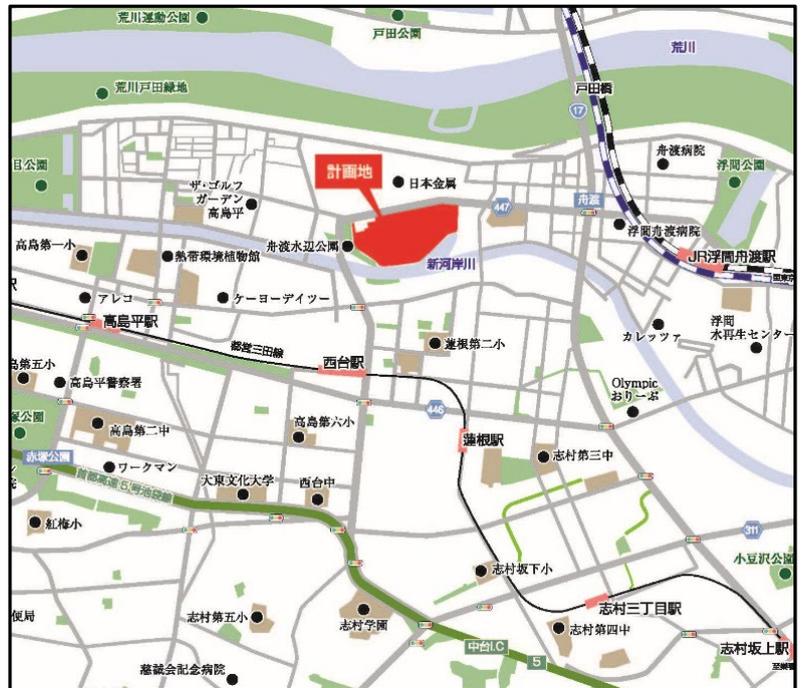
日鉄興和不動産株式会社(本社:東京都港区、代表取締役社長:今泉 泰彦)は、2021年6月30日付で東京都板橋区の土地を物流施設開発用地として取得しましたのでお知らせいたします。

本計画の予定地は、首都高速道路「中台」IC から約 2.3Km に位置し、都心部へのアクセスに加え、「美女木」JCT (約 7.3Km)を經由し東京外かく環状道路(外環道)への結末が可能。都内及び埼玉を中心とした首都圏北部地域を網羅する広域配送の物流拠点として最適の立地です。また、近隣にトラックターミナル、卸売場などの物流関連施設が点在しており、高いポテンシャルが見込めます。さらに、都区内内陸部では希少性の高い工業専用地域内にあり、操業環境にも恵まれています。

都営三田線「西台」駅、JR 埼京線「浮間舟渡」駅の 2 駅が徒歩圏内で利用可能で、周辺は住宅エリアが多いことから、物流施設の雇用確保、及び地域の雇用創出にも貢献するものと考えております。

施設計画は、延床面積 200,000 m²超(予定)と当社の物流施設として最大規模となります。着工は 2023 年予定、竣工は 2024 年を予定しています。

■ 物件位置図



日鉄興和不動産株式会社

〒107-0052 東京都港区赤坂1丁目8番1号 赤坂インターシティAIR
Tel.03-6774-8000 (大代表) Fax.03-6774-8328 <http://www.nskre.co.jp>



■計画概要

名 称	(仮称)板橋区舟渡物流施設計画
所 在 地	東京都板橋区舟渡四丁目 2843 番 10
交 通	都営三田線「西台」駅徒歩 15 分 JR 埼京線「浮間舟渡」駅徒歩 19 分
敷地面積	約 91,000 m ²
用途地域	工業専用地域
延床面積	200,000 m ² 超(予定)
着 工	2023 年(予定)
竣 工	2024 年(予定)
設 計	未定
施 工	未定

■『LOGIFRONT』シリーズの実績

状況	開発案件名	所在地	延床	竣工
			(m ²)	
満床稼働	1 板橋物流センター	東京都板橋区	約13,000m ²	2006年
満床稼働	2 南大阪流通センター	大阪府堺市	約20,000m ²	2007年
満床稼働	3 LOGIFRONT越谷Ⅰ	埼玉県越谷市	約67,000m ²	2019年
満床稼働	4 LOGIFRONT越谷Ⅱ	埼玉県越谷市	約27,000m ²	2020年
満床稼働	5 LOGIFRONT尼崎Ⅰ	兵庫県尼崎市	約44,000m ²	2020年
満床稼働	6 LOGIFRONT尼崎Ⅱ	兵庫県尼崎市	約101,000m ²	2021年

(仮称)板橋区舟渡物流施設計画の他、約 258,000 m²の開発計画(関東圏で約 189,000 m²、関西圏で約 69,000 m²)を推進中です。

■今後の物流事業の展開について

E コマースの伸長、急務となっている老朽倉庫群の代替・集約のニーズ、労働力不足などの観点から、物流市場においては、先進的な物流倉庫へのニーズが高まっています。

このような市場のニーズに対応するため、当社は今後も引き続き首都圏・関西圏・中京圏を中心に当社の用地情報ネットワークを活かしながら、物流施設開発事業の積極的な投資および開発を行ってまいります。

舟渡地区区民と区長との懇談会 第二部 懇談（意見交換） 出水期に向けての対応について

舟渡町会からのご質問①（要旨）

避難に支援を要する方々の中で、区から発信される情報を受け取れない方や受け取り方がわからない方々について、何らかの取り組みを考えているのか。

区長回答

日頃より、区の防災事業にご理解とご尽力を賜り、感謝申し上げます。

災害時の避難に支援が必要な方については、平時から町会や自治会、民生・児童委員の皆様へ「避難行動要支援者名簿」をお預けし、大規模水害等が発生する恐れのある場合に、親戚や知人宅への縁故避難など、早めの避難行動をおとりいただくよう声掛けをお願いしており、今年度も6月の町会長会議、地区民生・児童委員協議会で依頼させていただきました。

防災情報の収集手段としては、「板橋区防災メール」の配信サービスやテレビのデータ放送（リモコンのdボタンを押す。）などがありますが、「避難行動要支援者名簿」に記載のある方には、様々な情報収集手段を掲載した案内チラシを郵送で直接お送りして周知を図りました。

また、リニューアルした「防災ガイド・ハザードマップ」を各家庭に7月初旬から順次配付しておりますので、お手元に届いた際には、一読して事前の備えをお願いしたいと考えています。

舟渡町会からのご質問②（要旨）

避難に支援を要する方々の避難行動について、どのような取り組みを考えているか。

区長回答

避難に支援を要する方々については、出来るだけ早い段階での避難が重要であることから、風水害が予想される場合には、「避難行動要支援者名簿」を活用し、親戚や知人宅への避難や施設への緊急入所など、声掛けによる啓発を地域の皆様をお願いしているところです。

昨年は、秋の台風シーズンを前に、町会役員の皆様や民生・児童委員の皆様が、避難行動要支援者宅を訪問し、日頃からの備えを促したり、地区内の介護サービス事業所を回って協力を呼び掛けるなど、舟渡地区独自の活動が行われたと聞いており、先進的な取組に心より感謝申し上げます。

避難行動要支援者の避難に関しては、本年5月に災害対策基本法の一部が改正され、避難行動要支援者一人ひとりの避難場所や避難支援者などを予め決めておく「個別避難計画」の作成が努力義務化されました。

現在、避難行動要支援者名簿登録者のうち、特に水害リスクの高い地域や建物に住む方を対象とした「個別避難計画」の作成に向けて、検討を進めております。

舟渡地区は、区域全体が浸水想定区域内にあることから、可能な限り早期に個別避難計画が策定できるよう、コミュニティ防災ワークショップの中でも、地域の皆様とともに検討を進めたいと考えています。

舟渡地区区民と区長との懇談会 第二部 懇談（意見交換） 出水期に向けての対応について

舟渡町会からのご質問③（要旨）

避難場所について、舟渡地区内で、舟渡小学校のほかに開設される可能性はあるか。

区長回答

区では、今年度の出水期に対応するため「令和3年度板橋区水害避難等対応方針」を定め、町会・自治会長会議において説明させていただきました。

荒川氾濫の危険性が予見されるような大規模な台風などが発生した場合、方針に基づき「荒川シフト」体制を敷き、最大で69か所の避難所を開設していきます。

舟渡地区は、ご承知のとおり全域で5m以上の浸水が2週間程度続く地域となるため、避難所を開設することはできませんが、舟渡小学校を一時集合場所として開設し、荒川や新河岸川の河川水位などの情報提供や、区南部の高台にある避難所への案内・誘導を行っていきます。

荒川氾濫の危険性が高まった場合は閉鎖することが前提となりますが、閉鎖するまでのあいだは自宅で過ごすことが不安な方などに活用いただきたいと考えています。

現在、舟渡地区では平成26年に作成した「水害時の避難ルールブック」の改訂も行われており、そうしたルール改正なども踏まえながら、適切な避難行動に繋がっていただきたいと考えています。

舟渡町会からのご質問④（要旨）

水害に関し、河川の氾濫・決壊を防ぐ仕組みや、新たな避難場所・広域避難の手段など、国や東京都の取り組みを教えてください。

区長回答

河川の氾濫・決壊を防ぐ仕組みについては、増水した河川の水を一時的に貯留する「調節池」として、荒川第一調節池（荒川、約3,900万 m^3 ）、朝霞調節池（新河岸川、約53万 m^3 ）が既に整備されています。

国は、荒川第二・第三調節池（約5,100万 m^3 ）を令和12年度までに完成させる予定であり、更なる荒川洪水の抑制効果が期待されます。

一方、新たな避難場所について、浸水継続時間3日未満であれば、垂直避難が可能であるとの考え方が国から示されたことを受け、区では該当する10か所の学校を避難所として追加することとしました。

また、国と東京都による「災害に強い首都『東京』形成ビジョン」のモデル地区として、舟渡・新河岸地区が指定されたことに伴い、地域の皆様と連携しながら、水防災ひと・まちづくり事業を、国・都・区で進める予定です。

舟渡地区区民と区長との懇談会 第二部 懇談（意見交換） 出水期に向けての対応について

舟渡地区の事例紹介

舟渡地区では、地域防災支援課、荒川下流河川事務所の方々とともに「いたばしコミュニティ防災舟渡地区」を行っています。

これは、舟渡地区の住民、事業者が参加し、ワークショップ形式で舟渡地区の出水期の取り組みを考えるものです。

平成31年3月、区長にもご出席いただき発足式が行われました。以降、これまで3回の活動を重ねています。各回とも、荒川下流河川事務所や板橋区から、荒川下流部の水害リスクなどのお話をいただいた後、ワークショップに移りました。

特に、令和元年11月14日の「いたばしコミュニティ防災 舟渡地区」は、令和元年10月12日に関東地方を通過した令和元年台風19号の直後の開催となりました。

まず、板橋区総合防災アドバイザーや荒川下流河川事務所、板橋区から台風19号の水害状況などの説明をいただき、ワークショップに移りました。

ワークショップでは、防災無線がよく聞き取れなかった、避難情報、河川水位情報の入手方法がよくわからなかった、事前に行うべき防災行動についての理解が不十分だった、避難支援の体制が整っていなかった、など、多くの意見が出されました。

令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大により活動の延期が繰り返され、現在に至っています。

今後は、活動の成果として、平成26年に板橋区の支援を受けて作成された「舟渡地区における水害時の避難ルールブック」の改訂を目指しています。

その他の舟渡町会の活動としては、昨年9月の活動になりますが、舟渡地区の「避難行動要支援者名簿」に登録されている約100名の方々に対して、大型台風等の接近が予想される時の早期避難と日ごろの準備を呼びかける啓発活動を行いました。

大型台風等が接近することが予想される時は、避難行動がとて重要となりますが、避難に支援を要する方々にとっては、台風等が接近してからの避難は容易ではありません。また、風雨の中では避難行動自体が危険となる恐れもあります。

そこで、台風等が接近することが予想される時の

早期避難と、防災情報の入手手段や避難先の確保、避難場所への移動手段などについての日ごろの準備を呼びかけました。

コロナ禍でしたので、対面は避け、舟渡町会からのお知らせを該当者宅のポストに投函する形での活動とはなりましたが、意識啓発に寄与できたものと考えております。

さらに、舟渡地区内に所在する居宅介護支援事業所にもご協力いただき、舟渡地区内に居住する、事業所のお客様に同様のお知らせを配付していただきました。

舟渡町会といたしましては、今後も出水期の取り組みについて、啓発活動を続けてまいりたいと考えております。

舟渡地区区民と区長との懇談会 第二部 懇談（意見交換） 出水期に向けての対応について

区長総括

舟渡地域の皆様におかれましては、日頃より板橋区政へのご理解、ご協力をいただき、誠にありがとうございます。

ご存じのとおり、舟渡地域は荒川と新河岸川に挟まれた区内で最も水害リスクの高い地域であり、ひとたび荒川が氾濫すると、地域内ほぼ全域が5m以上浸水し、50cm以上の浸水が2週間以上続くことが想定されています。

これまで舟渡地域においては、区立リサイクルプラザの建設に合わせた堤防の強化が行われたほか、平成23年度から平成25年度にかけて開催された「舟渡地区地域防災力向上会議」では、「舟渡地区における水害時の避難ルールブック」をまとめていただきました。

このルールブックは、万が一の水害時に取るべき行動が整理されており、バス事業者の援助協力による高台への避難や地区内事業者の協力による立体駐車場への避難など、要配慮者の避難支援の具体的な方法など、他の地区の見本となる内容が盛り込まれています。

平成31年3月に発足したコミュニティ防災舟渡地区ワークショップでは、水害時の避難ルールブックの改定とコミュニティタイムライン（地域の事前防災行動計画）を盛り込んだ新たな「舟渡地区防災マニュアル」の作成を目指し、熱心な議論を重ねていただきました。

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、ワークショップが開催できない状況が続いておりますが、緊急事態宣言期間終了後の再開を目指し準備を進めてまいります。再開された際には引き続きご協力をお願いいたします。

また、過去の風水害において、高齢者や障がい者

が被害に遭う割合が高いことから、避難行動要支援者の避難支援をより実効性のあるものとするため、国は去る5月に災害対策基本法を改正し「個別避難計画」の作成について自治体の努力義務といたしました。これを受け、区では水害リスクの高い地域に居住かつ支援の必要度が高い方から順次、個別避難計画の作成に着手できるよう検討を進めているところです。

このように、避難行動要支援者名簿の風水害時の活用が課題となっているなか、名簿を活用した事前の声掛けに加え、居宅介護事業所と連携した啓発活動など、他の地区に先駆けた先進的な取り組みを進められていることに心より感謝申し上げます。

最後になりますが、これからの舟渡地域の皆様の益々のご発展とご活躍を祈念するとともに、引き続き、区政に対するご理解とご支援、ご協力を心よりお願い申し上げます。

新型コロナワクチン接種情報(8月5日現在)

1 ワクチンの供給状況

区内の医療機関や集団接種会場でも使用しているファイザー社製ワクチンの供給量が全国的に減少しており、7月後半以降はこれまでの50%以下となる見込みです。

このため、区内の医療機関では、1回目の予約を一時停止し、2週間ごとに届くワクチンの供給量が確定してから、予約受付を再開するという運用をしています。

なお、既に1回目の接種を受けた方は、随時2回目の接種の予約を受け付けています。

また、モデルナ社製ワクチンを使用する区の集団接種会場も随時予約を受け付けています。

2 エssenシャルワーカーへの接種を実施しています

区内幼稚園、保育施設（認定こども園を含む）、あいキッズ、児童館（私立・区立）、高齢者施設（訪問／通所事業所）などに勤務する職員の健康と、住民への感染を防ぐため、集団接種を実施しています。

- (1) 実施期間 6月21日から8月31日まで（予定）
- (2) 実施規模 約18,000人
- (3) 接種会場 旧板橋第九小学校、旧蓮根高齢者在宅サービスセンター、志村コミュニティホール

3 民生委員による高齢者への接種勧奨を実施しています

民生・児童委員協議会と連携し、民生委員の方の地域の見守り活動の中で、高齢者に対し、ワクチン接種予約のアドバイスや、医療機関・大規模接種会場についての情報提供を行うなど、接種勧奨を実施しています。

4 新型コロナワクチン接種証明書（ワクチンパスポート）の申請受付を開始しています

海外渡航予定のある方を対象に、接種証明書の申請受付を開始しています。

①受付開始日

7月26日（月）

②申請・発行方法

原則郵送でご申請いただき、書面で発行いたします。

③必要書類

申請書、旅券（パスポート）、接種券もしくは接種済証か接種記録書、本人確認書類の写し、返信用封筒等。

※詳細は区公式ホームページをご覧ください。

※申請が集中した場合は、証明書の発行が遅れる場合があります。

5 板橋区接種状況

		接種数	高齢者人口 (13.3万人) 比	総人口 (57万人) 比
板橋区	1回目接種率	236,155回	84.80%	45.40%
	2回目接種率	167,987回	80.57%	32.30%
国	1回目接種率	/	87.09%	36.34%
	2回目接種率		79.24%	26.63%
東京都	1回目接種率		84.48%	35.60%
	2回目接種率		76.89%	23.32%

板橋区のデータ：8月5日午後3時時点

国・都のデータ：8月4日午後11時時点

6 周知方法

2について：区から各施設に希望調査を実施しています。

その他について：最新の情報は、区公式ホームページをご覧ください。



お問合せ 健康生きがい部（保健所）予防接種担当課 ☎6905-7837

「いたばし暮らしガイド 2021・防災ガイド・ハザードマップ 2021」を7月から全戸配布します

1 本冊子の特徴

必要性の高い最新情報をコンパクトに

本冊子は、区の施設やサービス・担当窓口などの行政情報、地域の医療機関などの最新情報に併せ、近年発生する様々な災害に対する日頃からの備え・いざという時の対応やハザードマップなどの防災情報をコンパクトにまとめた、両面開きの冊子です。

令和3年7月から全戸配布します（前回は平成30年度に配布）。



2 今回の変更点

暮らしに役立つ情報を掲載しています

中央図書館・板橋こども動物園などの区の最新施設、サービス・担当窓口などの行政情報、新型コロナウイルス感染症に関する各種相談案内などの最新情報を掲載しています。

区内地図がより見やすくなります

「いたばしマップ（区内地図）」を3分割から5分割（板橋・常盤台・志村・赤塚・成増）に変更することで、各エリアが拡大され、より見やすくなります。

防災情報を充実します

水害への備えなど防災ガイドの情報を充実させるほか、ハザードマップを最新版に改定し、区民のみさんの災害への備えを促します。

いたばし暮らしガイド

【掲載内容】

- 行政情報
- いたばしマップ
- 特集（区施設・コロナ情報等）
- 医療機関情報等
など

防災ガイド・ハザードマップ

【掲載内容】

- 災害への備え
- 避難所一覧
- 防災マップ
- ハザードマップ
など

3 その他リーフレット

(1)「新型コロナワクチン詐欺に注意」について

○概要

新型コロナワクチンの接種に便乗したトラブルや悪質商法にご注意ください。

国民生活センターでは、「新型コロナワクチン詐欺 消費者ホットライン」を開設し、フリーダイヤル（通話料無料）で、ワクチン詐欺に関する消費者トラブルについて相談を受け付けます。

☎0120-797-188

○配布場所

情報処理センター7階 くらしと観光課 消費者センター 窓口

○担当部署

消費者センター ☎03-3579-2266



(2)「消費者お助けダイヤル188」について

○概要

消費生活センターでは、商品やサービスなど消費生活全般に関する苦情や問合せなど、消費者からの相談を専門の相談員が受け付けています。

○配布場所

情報処理センター7階 くらしと観光課 消費者センター 窓口

○担当部署

消費者センター ☎03-3579-2266



(3) 簡易型自動通話録音機の無料配布について

○概要

特殊詐欺による被害を防ぐため、区内在住の65歳以上を対象に受話器に貼り付けて使用する簡易型自動通話録音機を無料配布しています。

数に限りがありますので受け取りに来る前に必ず、区役所に電話でお問い合わせください。

○配布場所

板橋区役所本庁舎南館4階 防災危機管理課 窓口

○担当部署

防災危機管理課 ☎03-3579-2153

